

## 静岡県告示第86号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
伊豆市筏場字西幡803の95、803の96
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅